

## 会則

### (名称及び目的)

第1条 本会は、社会保険労務士白山会と称する。

2. 本会は、東洋大学建学の精神を旨とし、会員相互の親睦を図り、社会保険労務士の資質の向上と、東洋大学の発展に寄与することを目的とする。

### (所属)

第2条 本会は東洋大学校友会に属し、同窓会として登録する。

### (所在地)

第3条 本会に事務所は、会長の指定した場所に置く。

### (事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修会、研究会、講演会、相談会等の開催
- (2) 社会保険労務士に関する資料の調査・研究・発表
- (3) 親睦会の開催
- (4) 東洋大学及び関連機構に対する支援
- (5) 会員名簿の作成及び管理
- (6) その他、本会の目的達成のため必要な事業

### (会員)

第5条 本会の会員は、東洋大学卒業生及び在校生、出身者の社会保険労務士（社会保険労務士の登録していない試験合格者を含む）及び、役員会で推薦された者をもって構成する。

### (入会)

第6条 本会の目的及び事業に賛同し、会員として入会を希望する者は、所定の方法で入会の意思表示を本会に提出し、会長の承認を受けなければならない。

### (退会)

第7条 会員が次のいずれかに該当したときには退会とする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本会の会員としてふさわしくない言動を行ったとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき

(4) 総会もしくは役員会が決定したとき

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名以内

幹事 若干名

2. 役員任期は定期総会における役員選出後から翌年の定期総会の役員選出前までとし、再任を妨げない。ただし補充選任された者の任期は、前任者の残任期とする。

(役員選出)

第9条 役員は総会において会員の中から選出する。

2. 会長は、役員の中から総会において選出する。

3. 副会長は役員の中から会長が指名する。

(名誉会長等)

第10条 総会の議決により、名誉会長・顧問及び相談役を置くことができる。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐するほか、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 幹事は、役員会の構成員となり、会務を執行する。

(総会・役員会)

第12条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(定期総会・臨時総会)

第13条 定期総会は、毎年開催するものとし、臨時総会は、必要に応じ招集する。

2. 総会は、会長がこれを招集し議長となる。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・幹事をもって構成し、次の事項を決議する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 本会の運営上必要な事項

2. 役員会は、会長がこれを招集し議長となる。

(決議)

第15条 会議の議決は、出席者の過半数をもって可決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(年会費)

第16条 本会の年会費は、3,000円とし、会長が指定する時期までに、指定する方法により納入しなければならない。ただし、総会で決議した場合、その年度の年会費を徴収しない。

2. 納入された年会費は退会時においても返金しない。

3. 新入会員については、入会時に年会費を納入するものとする。なお、入会日が10月1日から3月31日の場合の年会費は、第1項の2分の1とする。

(維持費)

第17条 本会の経費は、年会費、会費及び寄付金をもって支弁する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとし、定期総会において会計報告を行うものとする。

(会則変更)

第19条 本会則の変更は、総会の議決による。

附 則

(施行日)

本会則は、令和7年5月18日より施行する。